





は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。  
一 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。  
二 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(資料提供の要求等)

第二十六条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第二十七条 この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四章 雑則

(調査等)

第二十八条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十九条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(公表)

第三十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項及び第二項(第十一条の三第二項、第十二条第二項及び第十八条第二項において準用する場合を含む)、第十三条第一項の規定に違反している事

業主に対し、前条第一項の規定による報告をした場合において、その報告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(船員に関する特例)

第三十一条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第三百三十号)第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員にならうとする者に関しては、第四条第一項並びに同条第四項及び第五項(同条第六項、第十条第二項、第十一条第五項、第十一条の三第四項及び第十三条第三項において準用する場合を含む)、第十条第一項、第十二条第四項、第十三条の三第三項、第十三条の三第二項並びに前条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第四条第四項(同条第六項、第十条第二項、第十一条第五項、第十三条の三第四項及び第十三条第三項において準用する場合を含む)中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第六条第二号、第七條、第九條第三項、第十一条の三第三項、第十二條、第十三條の二及び第二十九條第二項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第九條第三項中「労働基準法(昭和二十二年法律第九十号)第六十五條第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法(昭和二十二年法律第百号)第八十七條第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第十一条の三第一項中「労働基準法第六十五條第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法第八十七條第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第十七條第一項、第十八條第一項及び第二十九條第二項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長(運輸監理部長を含む)」と、第十八條第一項中「第六條第一項の紛争調整委員会(以下「委員会」という。）」とあるのは「第二十一條第三項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第十八條第一項の規定により指名を受けて調停員が行う調停については、第十九條から第二十七條までの規定は、適用しない。

3 前項の調停の事務は、三人の調停員で構成する合議体で取り扱う。

4 調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は禁以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。  
5 第二十条から第二十七條までの規定は、第二項の調停について準用する。この場合において、第二十条から第二十三條まで及び第二十六条中「委員会」とあるのは「調停員」と、第二十一条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局長」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長(運輸監理部長を含む)」と、第二十六条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、第二十七條中「この節」とあるのは「第三十一条第三項から第五項まで」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第三十二条 第二章第一節、第十三條の二、同章第三節、前章、第二十九條及び第三十條の規定は、国家公務員及び地方公務員は、第二章第二節(第十三條の二を除く。)の規定は、一般職の国家公務員(行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第二号の職員を除く。)、裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の適用を受ける裁判所職員、国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の適用を受ける国会職員及び自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第二条第五項に規定する隊員に関しては適用しない。

第五章 罰則

第三十三条 第二十九條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九年七月一日から施行する。

3 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれていた機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下

「関係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附則 (昭和六〇年六月一日法律第四五号) 抄

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二十条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、第一条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律及び第二条の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則 (平成三年五月一五日法律第七六号) 抄

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

附則 (平成七年六月九日法律第一〇七号) 抄

第一条 この法律は、平成七年十月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年十月一日から施行する。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家については、前条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第三十条及び第三十一条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家に関し、厚生労働省令で定めるところにより、当該働く婦人の家を設置している地方公共団体が当該働く婦人の家を第二条の規定に

よる改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第三十四條に規定する労働者家庭支援施設に変更した旨の申出を厚生労働大臣に行い、厚生労働大臣が当該申出を承認した場合には、当該承認の日において、当該働く婦人の家は、同條に規定する労働者家庭支援施設となるものとする。

**附則（平成九年六月一八日法律第九二号）抄**

**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条（次号に掲げる改正規定を除く。）
- 二 第一条中雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第二十六条の前の見出しの改正規定、同條の改正規定（「事業主は」の下に「労働省令で定めるところにより」を加える部分及び「できるような配慮をするように努めなければならない」を「できるようにしなければならない」に改める部分に限る。）
- 三 同法第二十七条の改正規定（「講ずるよう」に努めなければならない）を「講じなければならない」に改める部分及び同條に二項を加える部分に限る。）
- 四 同法第三十四条の改正規定（「及び第十二条第二項」を「第十二条第二項及び第二十七條第三項」に改める部分、「第十二条第二項」の下に「第二十七條第二項」を加える部分及び「第十四條及び」を「第十四條、第二十六條及び」に改める部分に限る。）
- 五 同法第三十五條の改正規定、第三條中労働基準法第六十五條第一項の改正規定（「十週間」を「十四週間」に改める部分に限る。）
- 六 第七條中労働省設置法第五條第四十一號の改正規定（「が講ずるよう」に努めるべき措置についての）を「に努めるべき措置に」を「に」に改める部分に限る。）
- 七 並びに附則第五條、第十二條及び第十三條の規定並びに附則第十四條中運輸省設置法（昭和二十四年法律

第五十七號）第四條第一項第二十四號の二の三の改正規定（「講ずるよう」に努めるべき措置についての指針）を「講ずべき措置についての指針等」に改める部分に限る。）

平成十年四月一日

**附則（平成二二年七月一六日法律第八七号）抄**

**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十條の次に五條、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十條の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）
- 二 第四十條中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）
- 三 第二百四十四條の規定（農業改良助長法第十四條の三の改正規定に係る部分を除く。）
- 四 並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六條、第八條及び第十七條の改正規定に係る部分を除く。）
- 五 並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四項及び第五項、第七十三條、第七十條、第四百五十七條第四項から第六項まで、第六百六十條、第六百六十三條、第六百六十四條並びに第二百二條の規定

**（国等の事務）**

**第二百五十九條** この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六百六十一條において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

**（処分、申請等に関する経過措置）**

**第六百六十條** この法律（附則第一條各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六百六十三條において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下こ

この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないものとして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

**（不服申立てに関する経過措置）**

**第六百六十一條** 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについては、同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

**（その他の経過措置の政令への委任）**

**第六百六十四條** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**（検討）**

**第二百五十條** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、で

きる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**第二百五十一條** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるように、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附則（平成二二年七月一六日法律第一〇四号）抄**

**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

**附則（平成二二年二月二二日法律第一六〇号）抄**

**（施行期日）**  
**第一条** この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五條（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）
- 二 第九百九十五條、第九百九十六條、第九百九十七條、第九百九十八條、第九百九十九條、第一千三百二十四條第二項、第一千三百二十六條第二項及び第一千三百四十四條の規定

**附則（平成一三年七月一一日法律第一二二号）抄**

**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

**附則（平成一三年一月一六日法律第一一八号）抄**

**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附則（平成一四年五月三一日法律第五四号）抄**

**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

**（経過措置）**  
**第二十八條** この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく

命令（以下「旧法令」という。）の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長（以下「海運監理部長等」という。）がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「新法令」という。）の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長（以下「運輸監理部長等」という。）がした処分等とみなす。

**第二十九条** この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対してした申請等とみなす。

**附則（平成一四年七月三十一日法律第九八号）抄**  
**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、公社法の施行の日から施行する。

**附則（平成一八年六月二一日法律第八二号）抄**  
**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、平成十九年四月一日から施行する。  
**（紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置）**

**第二条** この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第六條第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に係属している同法第五條第一項のあつせんに係る紛争については、第一条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「新法」という。）第十六條の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
**（時効の中断に関する経過措置）**

**第三条** この法律の施行の際現に委員会に係属している第一条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第十四條第一項の調停に当該調停の目的となつて請求している新法第二十四條の規定の適用に関しては、この法律の施行の時に、調停の申請がされたものとみなす。

**（罰則に関する経過措置）**  
**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**（検討）**  
**第五条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法及び第二条の規定による改正後の労働基準法第六十四條の二の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附則（平成二〇年五月二日法律第二六号）抄**  
**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、平成二十年十月一日から施行する。  
**（処分等に関する経過措置）**

**第二条** この法律による改正前の法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「旧法令」という。）の規定により次の表の中欄に掲げる従前の国の機関（以下この条において「旧機関」という。）がした認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、この法律による改正後の法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）の相当規定に基づいて、同表の下欄に掲げる相当の国等の機関（以下この条において「新機関」という。）がした認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

一 国土交通大臣（第一条の規定による観光庁長官の改正前の国土交通省設置法（以下「旧設置法」という。）第四条第二十一号から第二十三号までに掲げる事務に係る場合に限る。）	運輸安全委員会
二 航空・鉄道事故調査委員会	委員会
三 海難審判庁	海難審判所
四 船員中央労働委員会（旧設置法第四條第九十六号に掲げる事務に係る場合に限る。）	中央労働委員会
五 船員中央労働委員会（旧設置法第四條第九十七号及び第九十八号に掲げる事務に係る場合に限る。）	交通政策審議会
六 船員地方労働委員会（旧設置法第四條第九十六号に掲げる事務に係る場合に限る。）	中央労働委員会又は都道府県労働委員会
七 船員地方労働委員会（旧設置法第四條第九十七号及び第九十八号に掲げる事務のうち個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に係る場合に限る。）	都道府県労働委員会
八 船員地方労働委員会（旧設置法第四條第九十七号及び第九十八号に掲げる事務に係る場合（七の項に掲げる場合を除く。）に限る。）	地方運輸局
九 地方運輸局長（運輸監理部長を含む厚生労働大臣（旧設置法第四條第九十六号）又は都道府県知事に掲げる事務に係る場合に限る。）	厚生労働大臣又は都道府県知事

2 旧法令の規定により旧機関に対してされている申請、届出、申立てその他の行為は、附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされるものを除き、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、新法令の相当規定に基づいて、新機関に対してされた申請、届出、申立てその他の行為とみなす。

3 旧法令の規定により旧機関に対して届出その他の手続をしなければならないとされている事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、これを、新法令の相当規定により新機関に対してその手続をしなければならないとされた事項について、その手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。  
**（罰則に関する経過措置）**

**第六条** この法律の施行前にした行為及び前条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
**（政令への委任）**

**第七条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。  
**（検討）**

**第九条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、運輸の安全の一層の確保を図る等の観点から運輸安全委員会の機能の拡充等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。  
**附則（平成二四年六月二七日法律第四二号）抄**  
**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、平成二五年四月一日から施行する。

**附則（平成二六年六月一三日法律第六七号）抄**  
**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。

**（罰則に関する経過措置）**

**第二十九条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附則（平成二八年三月三十一日法律第一七号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条の規定並びに附則第十三条、第三十条及び第三十三条の規定 公布の日  
（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律等の紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置）

**第十一条** この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第六条第一項の紛争調整委員会又は同法第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する同法第五条第一項の規定により指名するあつせん員に係属している同項のあつせん員に係る紛争については、第五条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第十六条及び第八条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十二条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**（罰則に関する経過措置）**

**第十三条** 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**（検討）**

**第十四条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第五条、第六条及び第八条の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**（その他の経過措置の政令への委任）**

**第三十三条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附則（平成二九年六月二日法律第四五号）**

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、第百六十七條の二、第百六十七條の三及び第百六十二條の規定は、公布の日から施行する。

**附則（令和元年六月五日法律第二四号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日  
（罰則に関する経過措置）

**第五条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**（政令への委任）**

**第六条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

**（検討）**

**第七条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。